

第3章 火薬類の販売

3-1 販売営業許可申請【法第5条】

(1) 法の規定

火薬類の販売の業を営もうとする者は、販売所ごとに、経済産業省令（規則第10条）で定めるところにより、許可を受けなければならない。ただし、製造業者が、その製造した火薬類をその製造所において販売する場合は、この限りでない。

(2) 提出書類

提出書類名	様式	備考
火薬類販売営業許可申請書	規則様式 様式第6号	手数料必要
事業計画書（販売）	滋火様式 第3-4号	・規則第10条第1項 ・火薬庫を所有する場合 ・火薬庫附近の状況図を添付 ・火薬庫の構造設備図を添付
事業計画書（競技用紙雷管販売）	滋火様式 第3-5号	火薬庫を所有または占有せずに競技用紙雷管を販売する場合
定款	写し	・規則第10条第1項 ・申請者が会社の場合
法第6条の欠格事由に該当しない誓約書	滋火様式 第1-2号	
法人の登記事項証明書	原本	・申請者が法人の場合 ・発行から3か月以内のもの
住民票	原本	・申請者が個人の場合 ・発行から3か月以内のもの
販売所の場所を示す図面	任意	住宅地図等に販売所の位置を図示

(3) 提出部数

1部（申請者の控えが必要な場合は2部）

(4) 火薬類販売営業許可に併せて行う申請等

- ・保安教育計画認可申請
- ・火薬庫設置等許可申請

3-2 保安教育計画認可または変更認可申請【法第29条】

(1) 法の規定

法第5条の許可を受けた者（以下「販売業者」という。）は、経済産業省令（規則第67条の2、規則第67条の3、規則第67条の5）で定めるところにより、その従業者に対する保安教育計画を定め、認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(2) 提出書類

第8章 8-5 保安教育計画認可または変更認可申請による

3-3 販売営業許可申請書等記載事項変更報告【規則第81条の14第5号】

(1) 法の規定

販売業者は、火薬類販売営業許可申請書の記載事項（販売する火薬類の種類を除く。）、事業計画書の記載事項又は定款の写しについて変更があつたときは、変更があつた旨を記載した報告書を提出しなければならない。

(2) 提出書類

提出書類名	様式	備考
火薬類販売営業許可申請書等記載事項変更報告書	滋火様式第3-1号	販売する火薬類の種類を除く
変更の内容を証する書面	任意	
火薬類販売営業許可証	原本	事業者名称、事業者所在地、販売所名称、販売所所在地に変更がある場合 ※変更があつた部分を書き換えるため

(3) 提出部数

1部（申請者の控えが必要な場合は2部）

3-4 販売営業廃止届出【法第16条第1項】

(1) 法の規定

販売業者が、その営業の全部又は一部を廃止したときは、遅滞なくその旨を届け出なければならない。

(2) 提出書類

提出書類名	様式	備考
火薬類販売営業廃止届	滋火様式第3-2号	
販売営業許可証	原本または写し	全部を廃止する場合は原本、一部を廃止する場合は写し

(3) 提出部数

1部（申請者の控えが必要な場合は2部）

3-5 販売年度報告【規則第81条の14第4号】

(1) 法の規定

販売業者は、規則第11条第1項の帳簿の記載事項を毎年度集計した報告書（競技用紙雷管又は法第17条第1項ただし書の規定の適用を受けて譲り受け、又は譲り渡した無添加可塑性爆薬に係るものを除く。）を提出しなければならない。

(2) 提出書類

提出書類名	様式	備考
火薬類販売年度報告書	滋火様式第3-3号	

(3) 提出部数

1部（申請者の控えが必要な場合は2部）

(4) 報告期限

年度終了後30日以内